

7 用語の説明

【あ】

悪臭

大多数の人々（70%又は2/3）に不快感をあたえるにおい。環境基本法における典型公害の一つ。

不快なおいの原因となって生活環境を損なうおそれのある物質として、悪臭防止法では、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸の22物質が「特定悪臭物質」に指定されている。

硫黄酸化物(SO_x)

硫黄、硫黄分を含む燃料その他の物の燃焼に伴って生成される。主な発生源は工場・事業場であるが、船舶、自動車（ディーゼル車）からも排出される。硫黄酸化物には二酸化硫黄、三酸化硫黄などがあるが、燃焼に伴って生成される物のほとんどは二酸化硫黄である。無色、刺激臭のある気体で、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

一酸化炭素(CO)

燃料が不完全燃焼したときに生じる無色、無臭の気体であり、生理上極めて有毒で、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害し、中枢神経をマヒさせたり、貧血症を起こしたりする。大気汚染として問題となるものは主に自動車から発生する。

一般廃棄物

日常生活に伴って発生するごみ・し尿や事業活動に伴って排出される紙くずなど、産業廃棄物以外のものをいう。

上乗せ基準

ばい煙や排水等の排出の規制に関して、都

道府県が条例で定める基準であって、国が定める基準より厳しいものをいう。

栄養塩類

窒素、りん、ケイ素など、植物や藻類が正常な生活を営むのに必要な無機塩類をいう。

汚濁負荷量

大気や水などの環境に排出される硫黄酸化物、COD等の汚濁物質の量をいい、一定期間における汚濁物質の濃度とこれを含む排出ガス量や排水量等との積で表される。

温室効果（温室効果ガス）

大気中の二酸化炭素等が地表面から放出される赤外線を吸収し、宇宙空間へ逃げる熱を地表面に戻すため、気温が上昇する現象を温室効果という。二酸化炭素のほかにメタン、一酸化二窒素等があり、これらを温室効果ガスという。

【か】

環境影響評価（環境アセスメント）

開発行為等の実施に当たり、その環境に及ぼす影響の程度と範囲及びその防止策について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を地域住民等に公表し意見を求める手続きをいう。

環境基準

環境基本法第16条第1項の規定により「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。

現在、環境基準は、大気、水質、騒音等について定められている。

環境基本計画

環境基本法第15条の規定に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもので、定期的に見直しが行われ、令和6（2024）年5月に第6次計画が閣議決定された。

環境基本法

地球環境時代に対応した環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律として公害対策基本法に代わり平成5（1993）年11月に公布、施行された。この法律では、環境の保全に関する基本的な施策の総合的枠組みを定めている。

環境の日

事業者及び国民に広く環境保全についての関心と理解を深めるとともに、環境の保全に関する行動を行う意欲を高めるために、環境基本法において「国連人間環境会議」が開催された6月5日を環境の日と定めた。

規制基準

工場・事業場が守らねばならない基準をいう。大気汚染防止法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法では「規制基準」という用語が用いられている。

近隣騒音

家庭から出るピアノやクーラーの音、学校、広場から発生する音、飲食店等の営業に伴う音、拡声機による商業宣伝の音など生活の中で発生し、近隣の人々に影響を及ぼす騒音をいう。

グリーン購入

市場に供給される製品・サービスの中から環境負荷が少ないものを優先的に購入することをいう。
※日々の買い物で環境への配慮を大切にしている商品や店を選び、地球環境を大切にする暮らしを創っていかうとする人々は「グリーンコンシューマー」と呼ばれている。

光化学オキシダント(Ox)

大気中の窒素酸化物や炭化水素に太陽光の紫外線が作用して生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の酸化性物質の総称である。

この光化学オキシダントは、目がチカチカする、のどが痛くなるという人体影響のほか、植物にも影響を与える。

降下ばいじん

大気中から地面に雨水とともに降下したり、あるいは単独の形で降下したりするばいじんをいう。降下ばいじんは、不溶解性成分と溶解性成分に分かれる。

【さ】**産業廃棄物**

工場、事業場などの事業活動に伴って生じた汚泥、廃油等の廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められた20種類をいう。

酸性雨

工場や自動車等から、石油、石炭等の燃料に伴って、大気中に排出される硫黄酸化物や窒素酸化物により酸性化する雨水などを示し、一般にpHが5.6以下の雨という。

COD(化学的酸素要求量)

Chemical Oxygen Demandの略で、水中の汚濁物質(主として有機物)を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表し、数値が高いほど汚濁物質が多く、汚れが大きいことを示す。環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。(→BOD)

3R(スリーアール)

リデュース(Reduce:発生・排出抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再生利用)の言葉の頭文字Rをとって3R(スリーアール)という。

騒音レベル

JISに規定されている指示型の騒音計で測定して得られるdB(デシベル)数であり、騒音の大きさを表す。一般には騒音計の聴感補正回路A特性で測定した値をdB(A)で表す。騒音の規制基準などは、全て騒音レベルによる。

【た】**ダイオキシン類**

一般に、有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾパラダイオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)を

まとめて「ダイオキシン類」と呼ぶが、ダイオキシン類対策特別措置法ではPCDD及びPCDFにコプラナーPCBを含めて定義している。毒性が強く、発生源としては、ごみ焼却場、紙・パルプの塩素漂白工程等がある。

大腸菌群数

排水基準において、ふん便汚染の指標としている。大腸菌群は、大腸菌及び大腸菌によく似た性状を示す菌の総称。

大腸菌数

水がふん便性の病原菌を含む汚水などによって汚染されている疑いを示す指標である。大腸菌群数で検出されていた水や土壌に分布する自然由来の細菌を検出せず、よりの確にふん便汚染を捉えることができるため、大腸菌群数に代わる新たな衛生微生物指標となった。

炭化水素

塗装・印刷工場、ガソリン等の貯蔵タンク、自動車などの人為的発生源から排出される。窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つである。

地球温暖化

二酸化炭素等の温室効果ガスの濃度が増加することにより、地球表面の温度が上昇する現象をいう。

窒素酸化物(NO_x)

物の燃焼に伴って発生した一酸化窒素及び二酸化窒素の混合物で、ほとんどが工場・事業場、自動車から排出されている。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学オキシダントの原因物質の一つである。

デシベル(dB)

音の強さ及び振動の強さを示す単位で、dBという記号で表す。

特定悪臭物質(→悪臭)

【な】

二酸化硫黄(SO_2)(→硫黄酸化物)

二酸化窒素(NO_2)(→窒素酸化物)

【は】

ばい煙

①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、②燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、③物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、フッ化水素、鉛等の有害物質をいう。

排出基準(排水基準)

ばい煙、汚水などを排出する工場・事業場が守らねばならない汚染物質の排出量の許容限度をいい、大気汚染防止法では排出基準、水質汚濁防止法では排水基準という。これらの基準を超えた場合は処罰や改善のための行政措置の対象となる。

ばいじん

「ばい煙」のひとつで、すすや燃えかすの粒子状物質のこと。大気汚染防止法第2条第1項第2号では、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するものと定義されている。

BOD(生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demandの略で、水中の汚濁物質(主として有機物)が微生物によって酸化分解されるときに必要とされる酸素量をもって表し、数値が高いほど汚染物質が多く、汚れが大きいことを示す。環境基準では河川の汚濁指標として採用されている。(→COD)

微小粒子状物質(PM_{2.5})

大気中に浮遊する粒子状の物質で、粒径が $2.5\mu\text{m}$ (ミクロン)以下のものをいう。燃焼によるばいじんや自動車排ガスなどから発生するとされている。

pH(水素イオン濃度)

液体中の水素イオン濃度を表す値で、水素イオン濃度の逆数の常用対数で表される。7を中性、7より大きい物をアルカリ性、小さい物を酸性という。

p p m

ごく微量の物質の濃度を表すのに使われ、p p mは、100万分の1を意味する。例えば、空気1 m³中に1 cm³の物質が含まれているような場合、この物質の濃度を1 p p mという。

さらに、低い濃度を表す場合には、p p b (10億分の1) も用いられる。

P R T R (環境汚染物質排出・移動登録)

Pollutant Release and Transfer Registerの略で、有害性のある多種多様な化学物質がどのような発生源から、どれぐらい環境中に排出されたか、あるいは排出物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みをいう。

富栄養化

水の出入りの少ない湖沼や瀬戸内海のような閉鎖性水域において、工場排水、家庭排水、農業排水などの流入により水中の栄養塩類である窒素、りんなどが増え、次第に栄養塩類が蓄積される現象をいう。海域における赤潮の発生原因の一つといわれる。

浮遊物質量(S S)

水中に懸濁している個体や浮遊固形物をいい、環境基準では河川及び湖沼の汚濁指標として採用される。

浮遊粒子状物質(S P M)

大気中に浮遊する粒子状の物質で、その粒径が10 μm (ミクロン) 以下のものをいう。

フロン

炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物(C F C、H C F C、H F C)の総称で、このうち水素を含まないものをクロロフルオロカーボン(C F C s)と呼ぶ。

化学的安定性、耐熱性、低毒性等の優れた性質を持っており、エアコンの冷媒、各種スプレーの噴射剤、半導体産業での洗浄剤などとして広く利用されてきた。しかし、特定の種類のフロンは、成層圏でのオゾン層破壊や温室効果が指摘され、国際的、国内的に規制が強化されている。

粉じん

アスベスト等の特定粉じんと、物の破壊、選別、その他の機械的処理の鉱物等の堆積に伴い発生し又は発散する一般粉じんがある。

【や】**有害大気汚染物質**

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるものをいう。代表的な物質は、ベンゼン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等である。

溶存酸素量(D O)

水中に溶け込んでいる酸素量のことをいい、普通7～14 m g / L程度であるが、汚染され、有機物が多くなると汚濁物質が酸素を消費するため、溶存酸素量は減少する。環境基準では、海域、河川及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

【ら】**リサイクル(R e c y c l e : 再生利用)**

環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物(ごみ)の減少を図るために、資源として再利用できる廃棄物を活用することをいう。

リデュース(R e d u c e : 発生・排出抑制)

無駄なものを買わない、長く使えるものを買うなど、ごみの発生自体を抑制することをいう。リユース、リサイクルよりも優先される取組である。

リユース(R e u s e : 再使用)

循環資源を製品としてそのまま使用することをいう(修理を行ってこれを使用することを含む)。循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することで、ビールびんなどのリターナブル容器が代表的なものである。

類型指定

水質汚濁及び騒音環境基準については、国において複数の段階に区分した類型ごとに基準値が示されている。これに基づき国及び県が、河川等の水域又は地域ごとに適用する類型を指定している。